

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載） ○ 指定障害福祉サービス事業者の指定 ○ 漁船保険付保義務の消滅 ○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定 【公告】 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ 令和二年度ふぐ処理師試験の実施 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 落札者等の決定 〃 ○ 一般競争入札の実施	指導監査室 〃 水産課 防災砂防課 県民生活交通課 生活衛生課 建築指導課 教育委員会 〃 警察本部会計課		
			目次
			担当課（室）

◎岡山県規則第五十七号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十八年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「老人居宅生活支援事業開始届（様式第一号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第三条中「老人居宅生活支援事業変更届（様式第二号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第四条中「老人居宅生活支援事業廃止（休止）届（様式第三号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第五条中「老人デイサービスセンター等設置届（様式第四号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第六条中「老人デイサービスセンター等変更届（様式第五号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第七条中「老人デイサービスセンター等廃止（休止）届（様式第六号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第八条第一項中「老人ホーム設置届（様式第七号）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第二項中「老人ホーム設置認可申請書（様式第八号）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第九条中「老人ホーム事業変更届（様式第九号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第十条を次のように改める。

（老人ホーム廃止（休止）届等）

第十条 法第十六条第二項の規定による届出は、知事が別に定める届出書によらなければならない。

2 法第十六条第三項の規定による認可の申請は、知事が別に定める申請書によらなければならない。

第十一条中「によつて」を「により」に、「採つた」を「とつた」に、「措置結果報告書（様式第十六号）」を「知事が別に定める報告書」に改める。

第十二条第一項中「軽費老人ホーム設置届（様式第十七号）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第二項中「軽費老人ホーム設置許可申請書（様式第十八号）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第十三条第一項中「軽費老人ホーム事業変更届（様式第十九号）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第二項中「軽費老人ホーム事業変更許可申請書（様式第二十号）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第十四条中「軽費老人ホーム廃止届（様式第二十一号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第十五条第一項中「老人福祉センター事業開始届（様式第二十二号）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第二項中「老人福祉センター事業変更届（様式第二十三号）」又は老人福祉センター事業廃止届（様式第二十四号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第十七条第一項中「有料老人ホーム設置届（様式第二十五号）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第二項中「有料老人ホーム事業変更届（様式第二十六号）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第三項中「有料老人ホーム廃止（休止）届（様式第二十七号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

様式第一号から様式第二十七号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和二年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

総社中央作業所 あつぷ

2 所在地

総社市中央六丁目三一〇四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ふれあい

2 主たる事務所の所在地

総社市上林一〇七番地

三 指定年月日

令和二年八月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇五三一

五 サービスの種類

就労継続支援B型

◎岡山県告示第四百十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十八年岡山県告示第四百五号（乙島・柏崎加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和二年七月十八日限り、消滅した。

令和二年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 乙島・柏崎加入区

◎岡山県告示第四百十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

笹沖地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標
柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県倉敷市笹沖字西山根二五〇番	一号及び二十一号
〃 〃 〃 字寺谷八七三番一	二号
〃 〃 〃 〃 八七六番	三号及び四号
〃 〃 〃 〃 字西山根上八六五番	五号
〃 〃 〃 〃 〃 八六七番	六号
〃 〃 〃 〃 〃 八六二番二	七号
〃 〃 〃 〃 〃 字寺谷七九九番六一	八号
〃 〃 〃 〃 〃 字西山根上八五五番	九号から十二号まで
〃 〃 〃 〃 〃 〃 八五四番一〇	十三号及び十四号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 八五四番九	十五号及び十六号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 八五四番一	十七号及び十八号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 字西山根二五二番	十九号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 二五一番	二十号

令和2年7月21日 岡山県公報 第12212号

〔三三一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和二年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和二年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岡山県水泳連盟

三 代表者の氏名

溝口 香

四 主たる事務所の所在地

倉敷市児島駅前一丁目一〇〇番地

五 定款に記載された目的

この法人は、県民に対して水泳に関する事業を行い、県民の健康、体力作りや青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔三三二〕岡山県ふぐ処理等規制条例（平成二十七年岡山県条例第五十七号。以下「条例」という。）第五条第一項の規定により、令和二年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和二年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時 令和二年十月二十一日（水曜日）九時四十五分から

2 場所 岡山県岡山市北区平田四〇八一 岡山県南部健康づくりセンター

二 試験科目

1 学科試験

(1) 条例及び岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則（平成二十七年岡山県規則第六十号）に関すること。

(2) ふぐに関する一般知識

(3) 食品衛生に関する一般知識

2 実技試験

(1) ふぐの種類及び内臓の識別に関すること。

(2) 食用のふぐ（条例第二条第一号に規定する食用のふぐをいう。）の処理の技術

三 受験資格

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第二条に規定する調理師であつて、次に掲げるいずれかに該当する者

1 次に掲げる期間の合計が二年以上である者

(1) ふぐ処理施設（条例第二条第五号に規定するふぐ処理施設をいう。(2)において同じ。）においてふぐ処理師（同条第三号に規定するふぐ処理師をいう。(2)において同じ。）の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理（同条第二号に規定する食用のふぐの処理をいう。以下同じ。）に従事した期間

(2) ふぐ処理施設において、条例附則第五項の規定によりふぐ処理師とみなされる者の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に従事した期間

(3) 条例附則第六項の規定により(1)に掲げる期間とみなされる期間

2 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊

本県、宮崎県又は鹿児島県の知事が実施する食用のふぐの処理に関する試験に合格し、当該知事から当該試験に係る食用のふぐの処理に関する免許を受けている者

3 2に掲げる者の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に従事した期間が二年以上である者

4 2の知事以外の道府県の知事又は地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の政令で定める市の長が実施する食用のふぐの処理に関する講習を終了し、当該知事又は市長から与えられた食用のふぐの処理に関する資格を有する者であつて、業として食用のふぐの処理に従事した期間が二年以上であるもの

四 受験願書の受付期間

持参による場合は、令和二年九月二十三日（水曜日）から同月三十日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の八時三十分から十七時十五分までとする。

郵送又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）の場合は、令和二年九月二十三日（水曜日）から同月三十日（水曜日）までとし、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで有効とする。

五 提出書類及び提出先

1 県内居住者にあつては、次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所（支所を除く。以下同じ。）へ持参又は郵送等により提出すること。

(1) 受験願書 一通

受験願書に受験手数料として一万五千五百六十円分の岡山県収入証紙を貼り付けること。なお、既納の受験手数料は、返還しない。

(2) 調理師法第五条第三項の調理師免許証の写し 一通

(3) 三1、3又は4に該当する者にあつては、業として食用のふぐの処理に従事した期間を証明する書類

(4) 三2に該当する者にあつては、三2の免許を受けていることを証する書類の写し

(5) 三4に該当する者にあつては、三4の資格を有していることを証する書類の写し

(6) 写真票 一通

写真票に、出願前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽及び無背景の縦五セ

ンチメートル、横四センチメートルの大きさの写真（裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものに限り）を貼り付けること。

- 2 県外居住者にあつては、1(1)から(6)までに掲げる書類を次の提出先へ郵送等により提出すること。

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部生活衛生課

六 合格発表

令和二年十一月四日（水曜日）九時に岡山県庁北側公示板及び各保健所において発表するほか、岡山県保健福祉部生活衛生課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>）上に合格者の受験番号を掲載する。また、合格者には、合格証を交付する。

七 その他

- 1 受験者には、受験票を送付する。

- 2 受験手続等について不明の点は、住所地を管轄する保健所又は岡山県保健福祉部生活衛生課食の安全推進班（電話〇八六―二二六―七三三八）に問い合わせること。

- 3 受験願書等は、各保健所で交付する。

なお、郵送による受験願書等の請求は、宛先を明記し、百四十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封して行うこと。また、受験願書等は、岡山県保健福祉部生活衛生課ホームページにおいてダウンロードすることもできる。

令和 2 年 7 月 2 1 日 岡山県公報 第 1 2 2 1 2 号

〔三三三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年七月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字高木四四四―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

高梁市下谷町四八四九―一有光アパート二号

中西 守

三 許可番号

岡山県指令建指第三九号

令和2年7月21日 岡山県公報 第12212号

〔三三四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

岡山県立学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務（第一工区）

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県教育庁高校教育課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和二年六月二十四日

四 落札者の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社岡山支店

岡山市北区中山下二丁目一番九〇号

五 落札金額

二五三、〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二三、〇〇〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

令和二年五月十五日

令和2年7月21日 岡山県公報 第12212号

〔三三五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

岡山県立学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務（第二工区）

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県教育庁高校教育課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和二年六月二十四日

四 落札者の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社岡山支店

岡山市北区中山下二丁目一番九〇号

五 落札金額

二五八、五〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二三、五〇〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

令和二年五月十五日

〔三三六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年七月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析装置 一式
- (2) 借入物件の特質等
入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 借入期間
令和2年11月1日から令和9年10月31日まで
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を7年間借り受けるものとして算定したリース料総額の84分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 納入する機器について、岡山県警察本部刑事部科学捜査研究所長の確認を受けた者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538

(2) 申請書の提出期限

令和2年8月31日（月） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234－0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
ア 交付期間

令和2年7月21日（火）から同年9月7日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1) の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ120グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和2年9月16日（水） 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和2年9月17日（木） 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階 入札室

5 借入物件に係る事前の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和2年8月26日（水）までに入札説明書で示す場所に提出し、借入物件に係る岡山県警察本部刑事部科学捜査研究所長の確認を受けなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和2年9月7日（月）午後4時までに、

入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また，入札参加希望者は，契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は，入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Gas chromatograph Mass spectrometer system 1 set

(2) Lease period :

From 1 November, 2020 through 31 October, 2027

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 16 September, 2020

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext.2242